

診療報酬算定に関わる掲示

2026 年 6 月より施行された診療報酬改定に伴い、当院では必要に応じて以下の加算を算定いたします。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 電子的診療情報連携体制整備加算について

1. 当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
2. 厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者様に対して、月に 1 回算定できる加算です。
3. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

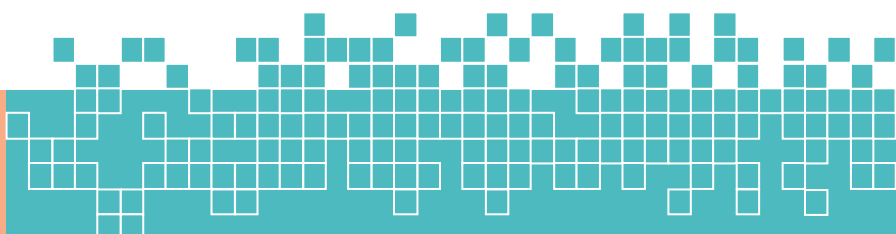
○ 生活習慣病管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）について

当院では、厚生労働省の指針に従い、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病として治療されている患者様を対象に、個々の状態に応じた総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定いたします。療養計画書について：患者様ひとりひとりに合わせた目標設定や、食事・運動に関する指導内容を記載した『療養計画書』を作成いたします。

R8.6 月より患者署名が不要になりました。

○ 明細書の発行状況に関する事項

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。当院は明細書については無償で交付いたします。発行を希望されない場合は会計窓口にてその旨をお伝えください。



○外来感染対策向上加算

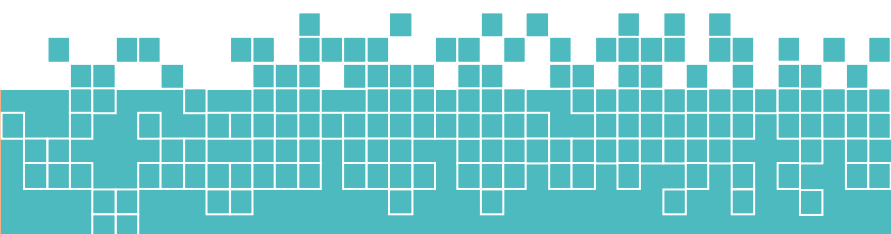
当院では、患者様やご家族、当院の職員などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。感染防止のため、院内感染対策を講じており、オンライン診療を除く受診したすべての方を対象に「外来感染対策向上加算」を算定いたします。

・院内感染対策

1. 院内感染対策に係る体制：当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。
2. 院内感染対策の業務内容：当院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。
3. 職員教育：全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。
4. 抗菌薬の適正使用：抗菌薬を投与することにより患者様の状態改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。このため、当院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

○発熱患者等対応加算について

外来感染対策向上加算を算定している場合において、発熱その他感染症を疑う症状に対して適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合、「発熱患者等対応加算」として月1回加算できるものです。



○時間外対応体制加算 1 について

当院では、「かかりつけ医」として、再診患者様からの時間外（診療時間外・夜間等）における緊急の相談等に対応できる体制を整え、「時間外対応加算 1」（再診時に）を算定しております。時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外のクリニックの体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象で、日中の診療時間中に受診した場合に算定するものです。ご理解のほどお願い申し上げます。

【連絡先】関ヶ原クリニック： ☎ 0584-43-2999（24時間対応）

※出られない場合は折り返しかねおしますので、電話番号表示をしてください。

※再診の方の症状、薬に対しての相談のみの対応です。

※初診の方、診療時間、予約、予防接種などの問い合わせ等、緊急でない対応は翌日の診療時間内に連絡をしてください。

○外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定をしております。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

○物価対応料について

当院では、物価高騰等の影響を受ける中においても、患者様へ安全・安心で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、2026 年（令和 8 年）6 月より、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定いたします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○在宅療養支援診療所について

当院は、在宅療養支援診療所の届出を行っており、以下の体制を整えています。

- ・24 時間連絡を受ける体制を確保しています。
- ・24 時間の往診体制を確保しています。
- ・24 時間の訪問看護体制を確保しています。

（連携医療機関・訪問看護ステーションとの協力を含む）

○長期収載品の処方等に関する事項

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 2 分の 1 の金額が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、当院では患者様へ処方するお薬について、「商品名」ではなく、有効成分の名称である「一般名処方（成分名処方）」を行っています。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

○保険外負担に関する事項

当院における予防接種、診断書料など実費のご負担をお願いしております。料金の詳細はホームページ内に掲載しております。

2026年 6月 1日

医療法人社団 翠風会 関ヶ原クリニック

